

「寡婦（夫）控除のみなし適用」について（平成 30 年 9 月から）

平成 30 年 9 月から、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担上限額の決定にあたり、「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます。

1 みなし適用の内容

2 の要件を満たす方について、寡婦控除が適用されたものとみなして算出した市町村民税（その結果、非課税となる場合を含む）を基礎として、医療費の自己負担上限額を算定するため、より自己負担の少ない階層区分に決定されることがあります。

2 要件

以下の要件をどちらも満たす方が世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

○法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方

○現時点（申請時及び前年末）において、婚姻をしていない方

※そのほか、税法上の寡婦控除と同様の要件に該当する必要があります。

3 注意事項

- ・あくまでみなし適用のため、市町村民税自体が減額されるものではありません。
- ・適用には申請が必要となりますので、居住地の市町村の担当窓口へお問い合わせください。
- ・要件に該当するかを確認するため、戸籍全部事項証明書等の書類を、負担上限月額の算定に必要な書類として提出していただく場合があります。
- ・現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、生活保護受給者の方、市町村民税世帯非課税者の方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、負担上限月額が減額されません。
- ・その他、所得の状況等によっては、負担上限月額が減額されない場合があります。

<参考：自己負担上限額一覧表> 太枠の方は自己負担が減額となる可能性があります。

所得区分	所得区分の基準		自己負担上限額 単位：円 (患者負担割合：1割)	
			一般	重度かつ継続
生活保護	—		0	0
低所得 1	市町村民税	本人年収※ ～80 万円	2,500	2,500
低所得 2	非課税	本人年収※ 80 万円超～	5,000	5,000
中間所得層 1	市町村民税	3.3 万円未満	上限なし	5,000
中間所得層 2	市町村民税	3.3 万円以上 23.5 万円未満	上限なし	10,000
一定所得以上	市町村民税	23.5 万円以上	(支給対象外)	20,000

※「本人年収」とは、給与所得、障害年金、遺族年金、障害補償、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額をいいます。